

社会福祉法人大洲育成園事務決裁規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大洲育成園（以下「大洲育成園」）における決裁事項の基準及び決裁の手続きを定め、業務の適正で円滑な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において決裁とは、大洲育成園の重要な事項について、一定の様式により、理事長又は施設長の決定または承認を受けることをいう。

(決裁の原則)

第3条 決裁は、すべて2週間前に文書による手続きを取らなければならない。ただし緊急やむを得ない場合、口頭により決裁することができる。この場合、事後速やかに正規の手続きを取らなければならない。

第2章 決裁手続き

(決裁手続き)

第4条 理事長または施設長の決定または承認事項、ならびにこれらに準じる重要な事項については、この規程に基づく手続きを取らなければならない。

(決裁文書の書式様式)

第5条 決裁文書の様式は、所定の書式（別紙1）を使用して作成しなければならない。

第3章 起案・回議

(起案者)

第6条 決裁文書は、十分な調査、検討を行い、必要に応じて関係部門と協議をした上で起案し、所定の書式（別紙1）に次条に定める事項を簡潔明瞭に記載し、順次直属の上位職位者を經由し、合議（決裁を要する事項について、関係する所属に対し、承認又は意見を求めること）を経たうえ、決裁を受けなければならない。

(起案事項)

第7条 起案事項

- (1)起案年月日
 - (2)起案者の職位、または各部門、委員会・氏名 押印
 - (3)文書番号
 - (4)宛名
 - (5)件名
 - (6)内容伺い
 - (7)内容 (実施予定時期・場所・参加者・実施内容詳細・支出を伴う決裁についての金額、予算との関係、負担部門、支払い条件等・その他必要事項・添付書類)
2. 決裁のために必要と認めた参考資料は、添付しなければならない。

(文書発送)

第8条 施設外への文書発送の起案書のうち、文書番号を付けることを要するもの、または施設長が特別に必要と認めたものについては、文書番号を付けなければならない。

2. 文書番号は、文書処理簿に宛名または住所、件名、月日を記入し、年度ごとの一連番号とする。

(回付・回議)

第9条 起案書は、速やかに関係する上位職位者に回し(以下「回付」という)その内容に対しての承諾を求め(以下「回議」という)、原則として回議先職位(以下「回議者」という)の審査をすべて終了した後、決裁を受けなければならない。

2. 回議者は、回付された起案書をそれぞれの立場から審査し、異議ある場合や内容等に不備がある場合は、否または起案の趣旨を損じない程度において一部修正の意見を付して、次の回議者へ回付しなければならない。

(進行の促進・調整)

第10条 回議者は、起案書を迅速に回付し、進行の促進・調整をしなければならない。

2. 回議者が不在の為、審査が遅滞するおそれのある場合には、「就業規則第2章第4条」のに従い、代行者が審査を行うものとする。
3. 特に緊急を要する事項については、回議者の一部を省略し、上位職位者へ回付することができる。ただし、この場合は事後に回付するものとする。

第4章 決裁および承認

(決裁の方法)

第11条 決裁は、原則として回議者の審査をすべて終了した後、決裁日の記入、決裁者の押印により行うものとする。

2. 修正（原案の一部を修正して決定または承認）または、保留（決裁を一時延期）、否認（原案を否認）の場合は、備考欄に記載するものとする。

(決裁の通知)

第12条 理事長又は施設長の決裁が必要な起案書が決裁されたときは、決裁起案書を返却することにより、決裁通知を行うものとする。

2. 決裁の通知があった起案書は、関係職員が閲覧できるように掲示しなければならない。

(中止、取消)

第13条 承認された起案の実施を中止、取り消しする場合は、「起案中止、取消理由」を起案書の備考欄に記入しなければならない。

2. 起案者は承認を得た後、起案部門にその旨を通知しなければならない。

(決裁の効力)

第14条 決裁された起案は、決裁者の命令と同等の効力を有し、決裁通知が行われた日に、決裁の効力が発生するものとする。

第5章 実施・報告・文書保管

(迅速な実施)

第15条 起案者は、決裁通知に基づいて決裁事項を速やかに実施しなければならない。

(実施結果の報告)

第16条 起案者は、決裁事項の実施経過および結果を次の各号により速やかに報告しなければならない。

2. 決裁事項については、実施内容の文書をもって上位職位者を経て、理事長又は施設長に報告しなければならない。
3. 起案者は、決裁事項を実施予定期間に実施出来ない場合、その経過と理由を、前項の定めに基づいて速やかに報告しなければならない。

(決裁済起案書の保管)

第 17 条 決裁済起案書は、関係部署にて保管しなければいけない。

2. 決裁済起案書の添付書類は、原則として起案書と合わせて保管するものとする。

第 6 章 附 則

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。